

童帝之時無御拜未令著御國忌齋會給之故也。寬治元二。天仁元二。天承元二例也。

〔公事根源七月〕孟蘭盆

十四日

内藏寮御盆供をそなふ、晝御座の南の間に、菅圓座一枚を敷て、主上爰にて御拜あり、幼主の時はなし、天平五年七月に、はじめて孟蘭盆を大膳職にそなふと見えたり、孟蘭盆は梵語なり、倒懸救器と翻譯す、倒懸はさかさまにかくると云心なり、餓鬼のくるしみを思ふに、さかさまにかけたらんがごとし、救器は此餓鬼の苦をすくふうつは物なり、佛弟子目連はじめて六通を忍て、其母の在所をみるに、餓鬼の中に有しかば、是をかなしみて、則釋尊にまうで、此苦をすくはん事をもとめしかば、七月十五日に、自恣の僧を供養せば、解脱をえんと説給し、由孟蘭盆經にみえたり、昔齊明天皇の御時、飛鳥寺にして、須彌山のかたを作り、孟蘭盆會をまうけられけるとかや、すべて諸寺にて行はる、事なるべし。

〔日本書紀齊明二十六年〕五年七月庚寅五叶詔群臣於京内諸寺勸講孟蘭盆經使報七世父母。

〔續日本紀聖武十一年〕天平五年七月庚午始令大膳備孟蘭盆供養。

〔大日本史聖武十六年〕按日本紀齊明帝三年七月設孟蘭盆會於飛鳥寺其後無所見公事根源濫觴抄以

是年爲原始今據之。

〔扶桑略記字多〕仁和五年元年○寬平七月十四日甲辰主上奉爲先帝光孝備孟蘭盆八十具或送御願

寺或送西塔院或送華山寺等。

〔中右記〕寬治八年元年○嘉保七月十四日今日於御前無御盆事是主上堀河御服藥之間也當時未有此事也。

〔年中行事秘抄七月〕十五日法勝寺孟蘭盆。大治五年七月十五日始之、白川院崩御後年也。

〔長秋記〕保延元年七月十五日丙戌依孟蘭盆上皇鳥羽御幸法勝寺下官源時著直衣追參供養法權